

シチズン健康保険組合

被保険者 各位

シチズン健康保険組合

《健康保険被保険者・被扶養者調査実施のお知らせ》

健康保険法施行規則に基づき、被扶養者資格確認調査を下記の通り実施いたします。この調査は被扶養者となられた方がその後も扶養資格要件を充たしているかを確認するため、また加入者のみなさまの保険料負担と給付の公平性を確保し、健全な運営を資することを目的に実施しています。

今年度も昨年と同様に、当組合に登録されている個人番号（マイナンバー）を活用し、情報連携を用いて居住状況・収入等を確認させていただきます。

記

- 【調査期間】 令和7年8月1日～令和7年11月30日
- 【調査対象】 令和7年8月1日現在在籍の被扶養者認定されている被保険者
- 【調査方法】 個人番号（マイナンバー）を活用した情報連携
- 【注意事項】 扶養認定基準額を超過している、収入情報の照会ができなかった、生計維持関係を確認する必要があると判断された被保険者の方へは、9月以降、調査票を所定の封筒に入れて事業所の健保担当者経由で送付します。必要書類を添付して提出してください。
※認定取消日：被扶養者でなくなった日又は、年度初め（4月1日）。

【健康保険組合のマイナンバーを活用した情報連携について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき審査対象者の収入情報を取得します。

1. 健康保険組合は行政事務を実施する「個人番号利用事務実施者」である。
2. 個人番号利用事務実施者は、保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

【問い合わせ先】 シチズン健康保険組合

TEL 042-468-4521